

県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事 Q&A

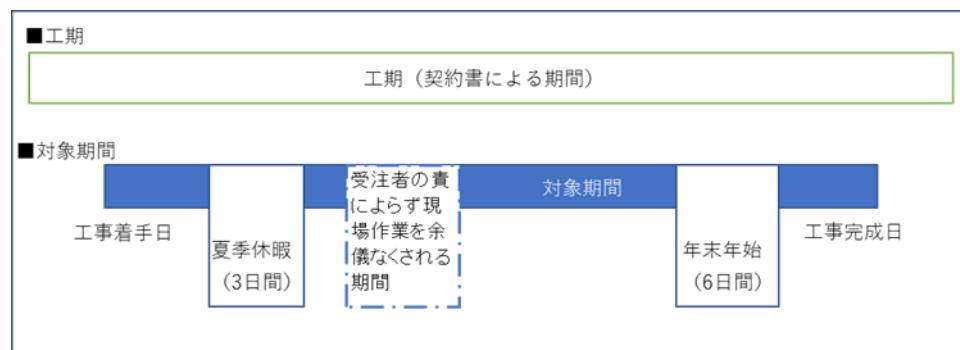
令和7年12月改定

Q1 工期と対象期間とは何が違うのでしょうか。

A1 工期とは、契約書に定めるものです。

対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成通知書を提出した日）までの期間のことです。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。



Q2 工事着手日（対象期間の始まり）について具体的にいつを示しますか。

A2 工事着手日は、現場代理人等が現場に継続的に常駐し始める日であり、対象期間に準備期間（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をい。））は含みません。

Q3 夏季休暇及び年末年始における休日の考え方はどのようにになりますか。

A3 年末年始6日間と夏季休暇3日間は、それぞれ12月～1月の間で6日間、7～9月の間で3日間を取得してください。

Q4 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになりますか。

A4 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）に含まないこととしています。

なお、対象期間に含まない現場作業には、以下のような場合が考えられます。不測の現場作業が生じた場合、速やかに監督職員と協議して下さい。

- ・発注者が現場見学会等を要請した場合

- ・現場内で災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合
- ・周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合
- ・占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴う作業

Q5 対象期間中にある祝日の扱いはどのようにになりますか。

A5 祝日は対象期間から除外していませんので、平日と同じ扱い（現場閉所（現場休息）されると週休2日の対象とする）としても構いません。

Q6 週休2日を確保するために、工期延長することは認められますか。

A6 発注時の設定工期は、年末年始休暇及び夏季休暇（対象外期間）に加え、雨天、土・日曜日、祝日等を見込んでおり、週休2日促進工事の試行に伴う工期の延長は原則認められません。ただし、受注者の責に帰すことが出来ない事由によるときは、工期の延長を認める場合があります。工期が延長された場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

Q7 どのような工事が対象外工事となりますか。

A7 以下のような工事で、真にやむを得ないものを対象外と想定しています。

①社会的要請により工期等に制約がある工事

例：県立学校等における長期休み中の施工が必要な工事

②緊急に対応することが必要な工事

例：災害復旧工事、緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

Q8 分離発注工事毎に、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日に取り組むことはできますか。

A8 分離発注工事毎に取り組むことが可能です。

Q9 分離発注工事の場合、現場休息日は関連工事と同日にしないといけませんか。

A9 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場休息日を確保してください。関連工事と現場休息日を同日にする必要はありません。

Q10 同一現場で分離発注される場合、全ての工事の受注者間での調整は必要ですか。

A10 同時期に分離発注された建築工事、電気設備工事、機械設備工事は密接に関連しているため、工程表の作成に当たっては、試行対象工事の受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう工事着手前に調整を行ってください。

Q11　すべての建築工事を週休2日促進工事の対象としますか。

A11　原則、県土マネジメント部が発注するすべての建築工事を、労務費等の補正を行う「週休2日促進工事」の対象とすることとしています。(ただし、(1)社会的要請により工期等に制約がある工事及び(2)緊急に対応することが必要な工事は対象外とすることができるとしています。)

なお、令和8年4月1日以降に入札手続を開始するものからは、原則として「完全週休2日（土日）」の確保の促進に取り組むこととしています。

Q12　完全週休2日（土日）II型において、月単位の週休2日を希望しない場合、対象期間の中で現場閉所（現場休息）を行いやすい時期にまとめて現場閉所（現場休息）を行うことで通期の週休2日を確保することはできますか。

A12　対象期間全体で必要な休日日数を取得できれば、現場閉所（現場休息）率を確保したことになりますが、休日は4週（28日）を1スパンとして平均的に取得するよう配慮してください。

Q13　午前中は工事を実施したが、午後は降雨により休工とした場合、現場閉所（現場休息）日として取り扱うことはできますか。

A13　現場閉所（現場休息）は、1日を通して現場が閉所された状態を示しますので、半日の作業を行った場合は、現場閉所（現場休息）日として取り扱うことはできません。

Q14　作業予定日を雨天や台風等で休日（現場閉所（現場休息））にする場合、当日の判断でもよいですか。

A14　当日朝の判断でも構いません。一日を通して現場閉所（現場休息）できた場合は現場閉所（現場休息）率に算入できます。

Q15　現場代理人等が現場閉所（現場休息）日に、現場外（本社等）で書類作成等を行った場合、現場閉所（現場休息）となりますか。

A15　現場閉所（現場休息）は現場と現場事務所での作業を一日行わない状態と定義しています。現場外の作業については、この要領の現場閉所（現場休息）には影響しません。

Q16　見積単価は補正係数による労務費の補正の対象になりませんか。

A16　週休2日促進工事において、見積単価は補正係数を用いた労務費の補正の対象外とされています。

Q17 週休2日促進工事の補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じますか。

A17 補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

Q18 受注者の責によらない事由により予定していた現場閉所（現場休息）が実施できず（代休の確保もできず）、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を確保できなくなった場合は、労務費や現場管理費の補正額は減額されますか。

A18 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」の2.(2)対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において「完全週休2日（土日）」を確保した場合は労務費及び現場管理費の補正額は減額されません。（対象期間において「完全週休2日（土日）」が確保できず「月単位の週休2日」を確保した場合は、「月単位の週休2日」に対応する補正係数に変更することとなり、現場管理費の補正額は減額されます。また、「月単位の週休2日」の確保ができない場合は、補正係数を除し、補正額すべてを減額変更することとなります。）

Q19 監督職員による現場閉所（現場休息）の確認は、どのように行いますか。

A19 月間工程表（様式42）及び工事中施工記録書（様式40別紙1）等により確認します。

Q20 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取組むことについて協議が整わなかった場合や、結果的に「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」を達成できなかつた場合に工事成績評定による減点等はありますか。

A20 提出された工程表が完全週休2日（土日）I型において必須としている「月単位の週休2日」（II型の場合は「通期の週休2日」）を前提としていないなど、明らかに受注者側に当該週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合を除き、工事成績評定による減点はありません。